

令和4年度 第3クォーター試験について(通知)

学部の第3クォーター科目の15週目の授業または試験期間は、**11月28日(月)～12月7日(水)**の5日間です。

(12月8日(木)は共通教育科目試験日)です。(大学院科目の試験日は科目担当教員が指示をします。)

この期間中の試験の実施に際して、学生便覧に掲載の「学修細則」や「九州工業大学情報工学部学期末試験要項」及び「九州工業大学情報工学部学期末試験要項(追試験)に係る運用について」等の規則を良く読んでください。

以下、特に注意する点について関係規則等から抜粋していますので、これを遵守してください。

試験実施上の注意事項

○九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項

第6条 受験者は、試験室では監督者の指示に従うほか、次の注意事項を守らなければならない。

(対面試験)

- (1) 試験中学生証を机上に提示すること。
- (2) 学生証を忘れた場合には、試験が開始される前までに、事務部において証明書の発行を受けること。
- (3) 授業科目により座席の指定がある場合には、その指示に従うこと。
- (4) 許可された物品以外は、机上に置かないこと。
- (5) 試験中は、携帯電話・スマートフォン等の電源を必ず切り、使用しないこと。
(通信機能をもつスマートウォッチなどのウェアラブル端末を含む)
- (6) 試験室への入室は、試験開始後30分までとし、遅刻してきた場合の試験時間の延長は認めない。ただし、監督者等の指示がある場合には、この限りではない。
- (7) 試験中の退室は、試験開始から30分経過後までは認められず、一旦退室した者の再入室は認めない。ただし、監督者等の指示がある場合には、この限りではない。退室した場合は、静粛かつ速やかに試験室から離れること。

2 学生証を忘れ、証明書の発行を受けていない者に受験を認めた場合には、監督者等は、試験終了後その者を事務部に引率し、本人確認を行うものとする。

(その他)

1. 試験の実施方法等を Moodle のコース等で確認すること。
2. トラブルが起きた場合、直ちに監督者、科目担当教員、もしくは、教務係に連絡すること。また試験時間中に連絡できなかった場合は、試験後、速やかに連絡すること。
3. 禁止事項(不正行為)を行った学生は、全ての単位を失う等、厳重に対処される。試験の実施形態によって禁止事項(不正行為)は異なるので、試験が開始される前までに、各科目の試験における禁止事項(不正行為)について確認すること。
 - (1)実施形態がレポート提出、作品提出等の場合
盗用・コピーがみられた場合には、コピーを受けとった側はもちろんのこと、渡した側もいずれも、単位を失う等、厳重に対処される。
 - (2)実施形態がオンライン試験(非同期型、同期型)の場合
通常の筆記試験と同様、教科書を見ること、資料を見ること、web 検索を行うこと、人と連絡を取り合うこと、他の学生の回答を見ること等が禁止事項(不正行為)である科目の試験において、これらを行った場合には、厳重に対処される。

なお、遠隔授業科目における試験特有のトラブル(ネットワークの通信障害、パソコンの突然の不具合等)により試験を受験できなかった者は、学生便覧に掲載の規則に従って、追試験の実施を情報工

学部長又は大学院情報工学府長に申出することができるものとする。

不正行為をした場合は、以下の措置がとられる

試験において不正行為のあった者に対しては、学部学修細則第26条又は大学院学修細則12条に基づき次の処分を受けることとなる。

学部学修細則第26条

(試験における不正行為に対する懲戒)

第26条 試験において不正行為を行った学生に対しては、当該学期に履修申告した授業科目の全部又は一部について、その成績評価を0点とし、単位を与えない。

2 特に悪質な不正行為を行った学生に対しては、前項の措置に加えて、学則第88条の規定により懲戒する。

大学院情報工学府学修細則第12条

(試験における不正行為)

第12条 試験において不正行為を行った学生に対しては、学部細則第26条の規定を準用する。

参考

○九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項

平成21年 6月24日
情報工学部長裁定
大学院情報工学府長裁定

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 大学と学生に関する事項(第3条―第6条)
- 第3章 大学, 学生及び教員等に関する事項(第7条)
- 第4章 大学と教員等に関する事項(第8条―第11条)
- 第5章 雑則(第12条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要項は、九州工業大学情報工学部学修細則(平成8年九工大情報工学部細則第8号。以下「学部学修細則」という。)及び九州工業大学大学院情報工学府学修細則(平成3年九工大情報工学府細則第5号。以下「大学院学修細則」という。)に定めるもののほか、九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府の学期末における試験(以下「学期末試験」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(学期末試験の実施)

- 第2条 学期末試験は、当該授業科目の成績評価を行う唯一又は最後に行う試験とし、筆記試験によるもののほか、レポート提出、口述試験、実技試験、作品提出等(以下「レポート提出等」という。)により実施するものとする。
- 2 学期末試験は、当該授業科目が実施される学期末に設ける試験期間(以下「試験期間」という。)に行うものとする。ただし、集中講義又はそれに準ずる形態で実施される授業科目を除く。
- 3 前項の規定にかかわらず、レポート提出等又は試験期間中に実施しないことに相当の理由がある授業科目の筆記試験は、講義(演習等を含む。)が規定回数行われた後、試験期間に当たらない日に学期末試験を実施することができるものとする。この場合、第5条第2項に規定する方法により、原則として、2週間前までに履修登録者に周知するものとする。

第2章 大学と学生に関する事項

(学期末試験の受験資格)

第3条 学期末試験を受験する資格がある者は、当該授業科目の履修登録者とする。ただし、次の各号の一に該当する者は、受験資格がないものとする。

- (1) 休学中又は停学中の者
 - (2) 学部学修細則第13条第2項又は大学院学修細則第7条第3項に定める時間数出席していない者
- 2 前項の規定にかかわらず、当該授業を担当する教育職員(以下「授業担当教育職員」という。)等の判断により、履修登録者以外にも受験を許可することがある。

(試験時間)

- 第4条 試験時間は、原則として90分とし、必要な場合には別に授業担当教育職員が定めるものとする。
- 2 障害を有する者で、受験に支障があると認められる場合には、試験時間を1.5倍にすることができるものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、障害を有する者の試験時間、試験実施等については、必要な場合にはその都度、当該学生、当該学生の所属する学科又は専門分野の教務委員会委員又は大学院委員会委員、事務部等が協議し、決定するものとする。

(学期末試験の周知)

- 第5条 試験期間中に行われる学期末試験は、原則として、試験期間開始の2週間前までに時間割を掲示することにより周知するものとする。ただし、時間割は、試験当日まで変更する場合があるものとする。
- 2 レポート提出等及び試験期間中に実施されない学期末試験の場合は、授業担当教育職員の授業中の口頭による周知、又はその他の方法により周知するものとする。

(試験実施上の注意事項)

- 第6条 受験者は、試験室では監督者の指示に従うほか、次の注意事項を守らなければならない。
- (1) 試験中、学生証を机上に提示すること。
- (2) 学生証を忘れた場合には、試験が開始される前までに、事務部において証明書の発行を受けること。
- (3) 授業科目により座席の指定がある場合には、その指示に従うこと。
- (4) 許可された物品以外は、机上に置かないこと。
- (5) 試験中は、携帯電話・PHS等の電源を必ず切り、使用しないこと。
- (6) 試験室への入室は、試験開始後30分までとし、遅刻してきた場合の試験時間の延長は認めない。ただし、監督者等の指示がある場合には、この限りではない。
- (7) 試験中の退室は、試験開始から30分経過後までは認められず、一旦退室した者の再入室は認めない。ただし、監督者等の指示がある場合には、この限りではない。退室した場合は、静粛かつ速やかに試験室から離れること。
- 2 学生証を忘れ、証明書の発行を受けていない者に受験を認めた場合には、監督者等は、試験終了後その者を事務部に引率し、本人確認を行うものとする。

第3章 大学、学生及び教育職員等に関する事項

(追試験)

- 第7条 病気、事故、忌引き、その他教務委員会又は大学院委員会が認めた理由により試験を受験できなかった者は、試験終了後1週間以内(入院等の特別な理由がある期間を除く。)に、受験できなかった理由が証明できる書類を添付のうえ、追試験の実施を情報工学部長又は大学院情報工学府長に申出することができるものとする。
- 2 授業担当教育職員は、前項の規定による申出がなされ受理された者について、追試験等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 第1項に規定した理由にかかわらず、授業担当教育職員の判断により追試験等を行うことができるものとする。
- 4 追試験に関する事項は、別に定める。

第4章 以降掲載省略

参考

○九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項(追試験)に係る運用について

九州工業大学情報工学部及び大学院情報工学府学期末試験要項(平成21年6月24日情報工学部長及び大学院情報工学府長裁定。以下「要項」という。)第7条第4項の規定に基づき、追試験に係る運用について、下記のとおり定めるものとする。

記

1. 申出が受理できる理由及び提出書類について

(1) 要項第7条第1項に規定する「病気」とは、入院した場合(退院後の自宅療養期間を含む。)又は学校保健安全法施行規則(昭和33年文部省令第18号)に規定する感染症(*)の治療が必要となった場合とする。

・提出書類

医師又は医療機関が発行する診断書、入院期間が確認できる病院の領収書等

* 学校保健安全法施行規則第18条第1号に規定する感染症とは、インフルエンザ、百日咳、麻疹(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風疹、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール病)、結核、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎(アポロ病)、急性出血性結膜炎等が該当する。

(2) 要項第7条第1項に規定する「事故」とは、学期末試験当日、事故にあった場合又は非常変災等により交通機関が遮断した場合とする。ただし、大学が休講措置をとった場合には、申出は不要とする。

・提出書類

警察が発行する事故証明書、公共交通機関が発行する不通証明書又は遅延証明書等

(3) 要項第7条第1項に規定する「忌引き」とは、3親等内の親族が死亡し、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事に出席する場合とする。

・提出書類

葬儀日を確認できる会葬御礼、公的機関が発行する死亡日を確認できる書類等

(4) その他、病気、事故又は忌引きに準ずるやむを得ない理由により、教務委員会又は大学院委員会が承認した場合とする。

・提出書類

理由書(様式任意)の他、情報工学部長又は大学院情報工学府長が指示する書類

以下掲載省略